

令和元年9月3日現在

機関番号：84602

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2018

課題番号：26770275

研究課題名(和文) 日韓における古代都城の形成に関する考古学的研究

研究課題名(英文) The Archaeological Study of the Formation of Ancient Capitals in Japan and Korea.

研究代表者

重見 泰 (Shigemi, Yasushi)

奈良県立橿原考古学研究所・附属博物館学芸課・主任学芸員

研究者番号：70443570

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は、日本古代国家の形成を解明する上で重要な7世紀代の王宮構造とその特質を新たな視点から明らかにしたことである。飛鳥宮跡の再検討で提示した新たな遺構変遷は古代史研究に新たな基礎資料を提供するものであり、従来の研究を見直す契機となった。飛鳥宮跡の新認識から再構築した7世紀代の王宮展開によると、中国都城の影響が強調されてきた律令制都城は7世紀以前の王宮構造を基礎として発展したものであり、従来の認識よりも日本の独自性を反映した構造であった可能性が高いといえる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

飛鳥宮跡は律令制都城の嚆矢である藤原宮に続く王宮であり、古代史研究にとって極めて重要な遺跡である。本研究で提示した新たな遺構変遷は飛鳥宮跡を理解するための基本資料であると同時に古代史研究の基礎資料であるため、新たな視点による研究に寄与するものと考えられる。また、王宮の展開の再構築によって、これまでほとんど注目されてこなかった日本の独自性を読み取ることができた。このことは東アジアのなかでの比較研究においても一つの基準を提示するものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：The result of this research is to clarify the 7th century royal palace structure and its characteristics that are important in clarifying the formation of the ancient Japanese state from a new viewpoint. The new historical changes presented in the reexamination of the Asuka palace site provide new basic materials for ancient history research, and have provided an opportunity to review conventional research. According to the 7th century royal palace development reconstructed from the new recognition of the Asuka Palace site, the Capital of Ritsuryo system, where the influence of the Chinese capital has been emphasized, was developed based on the royal structure before the 7th century, It is highly likely that the structure reflects the uniqueness of Japan.

研究分野：日本考古学

キーワード：律令制都城 古代国家 王宮 新羅 飛鳥宮跡

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

古代王権の政治形態が表現される古代宮都の考古学的分析は、考古学の立場から古代国家の形成を考える上で非常に有効な手段である。日本では、発掘調査の成果による古代宮都の検討から律令制の形成過程を解明する考古学的研究が進められており、東アジア的観点から国家の特質を把握する場合、日本と同じく中国王朝の影響を受けて国家をつくりあげていく新羅との比較検討は非常に有効である。新羅王京に関する研究は、主に地理学的検討から行われていたが、近年、発掘調査が増加し、その成果は蓄積されつつあるが、考古学的に新羅王京の全貌を解明するまでには至っておらず、現状では日本の古代宮都との比較研究は難しい状況にある。

2. 研究の目的

本研究は、東アジア史的観点から日本や新羅の古代国家形成過程の特質を考古学的手法により解明することを目的とした。考古学的に国家形成を解明するには、王権の象徴である王宮・都城の研究が不可欠だが、調査研究の進んだ日本の王宮・都城に比べ、新羅王京は調査地の位置情報が不足していることと時期決定が困難であったことなどから、考古学的手法による復原研究が進んでいない。そこで、比較検討資料として重要な新羅王京に関して、発掘調査の位置情報を正確に把握し、考古学的手法から新羅王京を復原するための基礎資料を構築することを第1の目的とした。さらに、比較研究の軸となる日本の王宮構造を整理して今後の課題を明確化することを第2の目的として実施した。

3. 研究の方法

本研究で課題としていた新羅王京に関する発掘調査資料の基礎データ地図は、韓国の文化財庁が進めている遺跡のGIS構築の一貫としてその一部が公表され、さらに詳細な遺構図を含めたGISを構築中であることが判明した。さらに外国籍の研究者が韓国外で地図データを入手し利用するにあたり軽微ではない制約があることから、当初第1の目的として計画していた基礎データ地図の作成に関しては基本情報の入手にとどめた。

一方、本研究では日本古代国家の形成を探る上で重要な7世紀代の王宮構造の再整理を進めているが、平成27年度に実施した飛鳥宮跡の再検討で従来の遺構変遷が成立し難いことが明らかとなったことにより、古代国家の形成過程を根本から見直す必要性が生じていた。王宮構造の基本データに関わるこの問題は古代史研究のあらゆる分野に波及する喫緊の問題あることから、第2の目的であった王宮構造の整理と分析を本研究の中心として進めた。

平成28年度には日本で初めての本格的都城といわれる藤原京の成立過程の分析を行い、天武朝の早い時期から構想されたものであることを明らかにした。平成29年度からは、飛鳥宮跡、藤原宮の研究成果を踏まえ、特に飛鳥宮跡を7世紀代の王宮の展開の中に改めて位置付けることによって、古代都城の展開過程の再構築を試みた。その結果、藤原宮は飛鳥浄御原宮における段階的な公的空間の整備を踏まえて初めて成立するものであること、そして藤原京の構造は律令制都城として機能するものではなく、天皇を支配者として正当化するいわば王宮の延長といえるものであることを明らかにした。

最終年度は律令国家の本質を探るために律令制都城の特質である複都制を取り上げて検討した結果、天武朝の複都制は新羅の侵攻や対新羅外交に対処するための構想であったと考えられた。また日羅外交の検討に不可欠な新羅土器の搬入時期について考察した。

本研究によれば、中国都城からの影響を強調されてきた日本の律令制都城の構造は7世紀以前の王宮構造を基礎として独自に発展したものと見え、その形成過程においては新羅を強く意識するものであった。

4. 研究成果

1) 飛鳥宮跡の再検討

近年の調査成果を踏まえて飛鳥宮跡の従来の見解を再検討したところ、従来の遺構変遷には遺構の重複関係および出土土器の年代において矛盾があり、造営年代の見直しが必要であったことからその見直しを図り、前期遺構が3期に区分されることを論証した(重見泰「後飛鳥岡本宮と飛鳥浄御原宮 宮殿構造の変遷と「大極殿」成立の再検討」『ヒストリア』244)。これにより後飛鳥岡本宮と飛鳥浄御原宮に対する王宮構造の理解を改める必要性が生じ、さらには前後する時期の宮殿との関係性が問題となった。本研究では、両王宮を古代王宮の展開の中で再評価するために、新たに提示した遺構変遷から両王宮の構造を再構築するとともに、史料にみられる殿舎名を比定することで宮殿構造の機能的な復原を試みた。その結果、後飛鳥岡本宮の段階には「大安殿」にあたる殿舎が内郭に存在しておらず天武朝になって造営されたこと、また、「大極殿」とみられるエビノコ郭正殿の造営が天武朝後半に下ることを論証し、後飛鳥岡本宮は小墾田宮からみられる伝統的な王宮構造であり、飛鳥浄御原宮の段階になって初めて公的空間の整備が進められたこと、そして飛鳥浄御原宮は天武朝10年頃に「大極殿」の創造を始めとした増改築が行われており、あわせて殿舎名が改変された可能性が高いことを指摘した。

課題としては、新たに提示した飛鳥宮跡の構造を王宮の展開のなかに正しく位置づけることである。そのためには、直前の王宮である難波長柄豊碕宮とされる前期難波宮と直後の王宮である藤原宮との継承関係を明らかにしなくてはならない。

2) 藤原京の造営過程

1の課題を受け、藤原京の造営過程を検討した。その結果、従来、天武5年に始まるとされている新城の造営は天武初年頃まで遡るものであり、新城造営記事の「都つくらむとす」の「都」は宮廬の意であっておもに宮域の造営計画を意味することを明らかにした。また、宮域の設定、造営は天武11年の地形調査を受けて開始されたものであり、造営は外郭から着手され、中枢部の「宮室」の地の決定および造営はそれに遅れるものであった。天武11年の宮域設定は飛鳥浄御原令の編纂開始を受けたものであり、行政機構の整備にともなって宮の構造が具体化したことがその背景だと推測した。新城の宮域設定とほぼ同時期に飛鳥浄御原宮でも整備が進められたのは、新城と同じく行政機構の整備に合わせた動きとみられる。また、飛鳥浄御原宮が存在し、新城に条坊が施工されていても、それは「都」ではなかったためであり、新城は飛鳥浄御原宮から独立した「都」として構想された都城であったと考えられる。

ここでの成果は、用語の「都」「宮室」の本来の意味を明確にできたことであり、史料解釈に新たな視点を提供できたことである。

3) 律令制都城の形成過程

飛鳥宮跡の見直しで重要なのは、後飛鳥岡本宮の段階には内裏の公的な正殿とされる内郭前殿が存在せず、飛鳥浄御原宮の段階で新たに造営されたものであることと、大極殿とされ、天武元年に造営されたとみられていたエビノコ郭正殿の造営が天武初年よりもずっと遅れることである。内郭前殿は、難波長柄豊碕宮の内裏前殿と藤原宮大極殿を繋ぐ殿舎と位置づけられており、その重要な殿舎の系譜が途絶えることをどのように理解すればよいのか。そして、天武朝において、内郭前殿とエビノコ郭正殿という公的正殿を新たに2つも造営した目的はどこにあるのか。これらの問題は、従来想定されている宮都の展開や中枢部の継承関係では理解されるものではない。そこで、飛鳥宮跡 期遺構を宮都の変遷の中に改めて位置づけ、藤原宮の成立過程を明らかにするための検討を行った。

難波長柄豊碕宮からの継承関係

前期難波宮が造営された当初、内裏前殿は存在せずのちに増築された可能性が高いことを新たに指摘。これは史料の内容および王宮構造からも合理的に説明ができる。

王宮構造の展開

小墾田宮の構造、小郡宮の礼法からうかがえる王宮構造などを確認し、小墾田宮の構造が7世紀後半の飛鳥宮跡まで王宮の基本構造となっていることを確認した。そして、難波の宮と前代までの飛鳥の宮との違いは有位者が朝参・朝政するための朝堂を付加した点にあることを指摘した。

また、前期難波宮の広大な朝堂にみられるような、東西に庁を複数並べる朝堂の源流を新羅に求める見解については、下層から出土した土器の年代から前期難波宮の源流とはなり得ないことを指摘した。

天武朝の都城構想

(a) 飛鳥浄御原宮における正殿の造営

内郭前殿 SB7910 は、群臣（マエツキミ）の場に造営されたものであり、天皇が上級官人である群臣の上位にいることを確認し、認識させるための殿舎であったと考えられるのに対し、エビノコ郭は群臣の場を含む内郭から独立した天皇のための公的空間であり、群臣はもとより、群臣・大夫らに統率され、群臣・大夫に仕奉る存在であった中下級官人層に対して、仕奉る対象が天皇であることを認識させるものであり、群臣を初め、そこに参集する支配対象すべてに対して、天皇による支配体制を認識させ、その正統性を示したものと考えられる。天武天皇による公的空間の新たな造営は、天智が成し得なかった君臣秩序の具現化であり、壬申の乱による天武天皇への権力の集中があって初めて着手できたものと推測されるが、それは段階を追って進められたものであり、一度には成し得ない作業であったことがうかがえる。このことが、新城の宮域造営の遅延にも関係するものと推測される。

(b) 藤原宮の成立

飛鳥浄御原宮で創出した「大極殿」の一郭を、君臣秩序を具現化した難波長柄豊碕宮の構造に取り入れたのが藤原宮である。難波長柄豊碕宮では大王宮と広大な朝堂を対置することで君臣秩序を示していたが、藤原宮では大王宮にあった群臣の空間に天皇が出御する大極殿を配置して朝堂本来の機能を完全に排除し、天皇の独占的空間とすることによって天皇による支配体系を象徴する一郭を造り上げたものと考えられる。この藤原宮の構造は、群臣の場を天皇出御の空間とし、朝堂の正殿として大極殿を創出した飛鳥浄御原宮を踏まえたものにほかならず、君臣秩序を具現化するために行われた飛鳥浄御原宮の公的空間の整備があって初めて成立する。

(c) 天武朝難波宮と複都制

天武十二年の複都制の詔による難波宮の改造プランは、藤原宮の宮域プラン確定後に策定された可能性が極めて高く、それによって内裏前殿が「大極殿」に相当する殿舎として造営されたと考えられる。内裏前殿の構造が前代的であって藤原宮大極殿には直結しないのは、藤原宮が天武の常居する国家の中心として計画されたものであり、なによりも藤原宮大極殿が絶対的な存在と認識されていたからであろう。天武朝難波宮の構造は、天皇が常居せず、基本的に代理人が儀礼の主体者となるという利用形態が反映されたものであり、その機能や役割を踏まえたものであったと考えられる。

藤原宮から平城宮へ

藤原京は、藤原宮が宮域の構造をもって天皇を支配体系の頂点とする君臣秩序を体現しようとしたものであり、王都は天子の居住地とする『周礼』にもとづいて造営された藤原京がそれを支えるという構造であった。藤原京はあくまで天皇を支配者として正当化するための構造となっていたのであり、その意味では欠点はないが、国家としての威容を対外的に誇示する構造とはなっていなかった。しかし、大宝律令が完成し、再開された遣唐使によって唐長安城での儀式的あり方が伝えられると、儀礼空間の欠如が明確となったものと推測される。そこで、都城全体を儀礼空間とし、律令国家として機能しうる体裁を整えたのが平城京であったと考えられる。日本で最初の本格的都城といわれる藤原京であるが、その実態は王宮の延長ともいえる性格のものであり、律令制都城として機能する儀礼空間として造営された平城京とは設計理念そのものが異なる都城といえる。

4) 日本と新羅の比較研究のための基礎検証

考古学的な比較検討において時期の決定は不可欠であり、その手段として最も普遍的な土器編年が用いられている。私は新羅の土器編年を構築してこれを提示したが、その編年案については印花文という文様を重視する立場や日本に搬入された新羅の土器の出土状況を重視する立場から否定的な見解が示されている。そこで、新羅の窯跡資料や出土状況を検討することにより土器編年案の検証を行った。

搬入土器の年代比定における土器編年の使用に対しては、共伴する須恵器の年代観よりも古いものが多いことや編年の指標である印花文は新古の様相が重複し、器種によって文様の存続期間が違う可能性が高いとして、出土状況を重視する主張がある。この主張に印花文変遷に対する誤解があることと、生産遺跡出土品に器種による文様差はなく編年案に問題はないことを確認し、生活空間の中で新古型式の併用が生じることを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

重見 泰「後飛鳥岡本宮の構造と飛鳥浄御原宮の成立」『ヒストリア』第249号、大阪歴史学会、2015年、34～61頁、査読有

重見 泰「新城の造営計画と藤原京の造営」『考古学論攷』40冊、奈良県立橿原考古学研究所、2016年、1～22頁、査読無

重見 泰「律令制都城の形成」『考古学論攷』41冊、奈良県立橿原考古学研究所、2017年、1～26頁、査読無

重見 泰「日本における律令国家形成期の都城」『 』安羅伽耶国際シンポジウム資料集、2018年、215～221頁、査読無

重見 泰「搬入土器の年代考証」『古代文化』(掲載待ち)、査読有

重見 泰「天武朝の複都制構想」『古代都城と難波宮の歴史学(仮)』(掲載待ち)、査読無

〔学会発表〕(計2件)

重見 泰「飛鳥宮跡の構造と展開」、都城制研究会(招待講演)、2015年6月20日

重見 泰「日本における律令国家形成期の都城」、安羅伽耶国際シンポジウム(招待講演・国際学会)、2018年12月7・8日

〔図書〕(計1件)

重見 泰「日本における律令国家形成期の都城」『 』昌源大学校慶南研究センター安羅伽耶学術叢書1、2018年、269～289頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：李東憲
ローマ字氏名：Lee Dongheon
研究協力者氏名：金東淑
ローマ字氏名：Kim Dongsuk

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。